

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月10日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第10号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教務主任等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の教諭等（教諭、主幹教諭又は指導教諭をいう。以下同じ。）のうちから、保健主事は当該学校の教諭等又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p>	<p>(教務主任等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 教務主任、学年主任、生徒指導主事及び進路指導主事は当該学校の教諭等（教諭、主幹教諭、<u>指導教諭又は特任指導教諭</u>をいう。以下同じ。）のうちから、保健主事は当該学校の教諭等又は養護教諭のうちから、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。